

吉野川水系河川整備計画 －吉野川の河川整備（国管理区間）－ の策定について

吉野川水系の今後おおむね30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示した「吉野川水系河川整備計画－吉野川の河川整備（国管理区間）－」を平成21年8月28日に策定いたしましたので、お知らせします。

吉野川水系河川整備計画HP：

<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/yoshinoriver/>

平成21年 8月28日

国土交通省四国地方整備局

お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 河川計画課長 いしはら 石原 まさのり 雅規

電話：(087) 851-8061（内線3611）

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

副所長 もりなが 森長 みのる 稔

電話：(088) 654-2211（内線206）

同時提供場所：徳島県政記者クラブ・池田記者クラブ・四国中央記者クラブ
・高知新聞社嶺北支局

【発表内容】

- 吉野川水系河川整備計画 策定の流れについて
- 吉野川水系河川整備計画の閲覧等について：【別紙－１】
- 吉野川水系河川整備計画－吉野川の河川整備（国管理区間）－の策定について
：【別紙－２】
- 関係県知事からの意見聴取結果：【別紙－３】
- 吉野川水系河川整備計画の変更箇所対比表：【別紙－４】

【配布資料】

- 吉野川水系河川整備計画 策定の流れ
- 記者発表本文：吉野川水系河川整備計画－吉野川の河川整備（国管理区間）－の
策定について
- 吉野川水系河川整備計画－吉野川の河川整備（国管理区間）－
- 吉野川水系河川整備計画－吉野川の河川整備（国管理区間）－ 要旨

吉野川水系河川整備計画 策定の流れ

吉野川の河川整備(国管理区間)

国土交通省の考え方を説明

「第1回～第3回」
 第1回:平成18年6月27日～9月30日
 第2回:平成18年12月25日～平成19年2月11日
 第3回:平成19年11月11日～平成20年2月13日

- 流域市町村長の意見を聴く会(のべ9回)
- 流域住民の意見を聴く会(のべ23回)
- 学識者会議(のべ3回)

質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きする

●パブリックコメント
 第1回:平成18年6月27日～10月7日
 第2回:平成18年12月19日～平成19年2月28日
 第3回:平成19年10月17日～平成20年2月29日

各会場の「ご意見」を公表
 「ご意見を整理し、【原案】への反映

公聴会等の「ご意見」を公表
 「ご意見を整理し、【案】への反映

- 公聴会
 - ・下流域会場: H21.2.14
 - ・中流域会場: H21.2.15
 - ・上流域会場: H21.2.22
- 流域市町村長意見聴取(書面)
- 学識者意見聴取(書面)
- パブリックコメント(H20.12.25～H21.3.15)

整備計画【素案】 H18.6.23
 " 【修正素案】 H18.12.18
 " 【再修正素案】 H19.10.16

整理反映

整備計画【原案】 H20.12.24

整理反映

整備計画【案】 H21.6.1

関係市町村長
 ↓意見

徳島県知事
 香川県知事
 愛媛県知事
 高知県知事
 からご意見をお聴きする

関係機関
 連絡調整
 及び協議
 (関係省庁)

吉野川水系河川整備計画の策定
 H21.8.28

吉野川の河川整備(抜本的な第十堰の対策のあり方)

- ・戦後最大規模となった平成16年の洪水についての分析をはじめとして、平成17年、平成19年の洪水データをもって、第十堰周辺の出水期間中の挙動を踏まえた必要な基礎調査の実施
- ・これらの結果を踏まえて検討・評価

吉野川水系河川整備計画の閲覧等について

1. 閲覧資料の入手方法

◆平成21年 8月31日(月)より、下記ホームページにて入手できます。

吉野川水系河川整備計画HP: <http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/yoshinoriver/>

(四国地方整備局及び徳島河川国道事務所、四国山地砂防事務所、吉野川ダム統合管理事務所のホームページからも、上記へリンクしております。)

2. 閲覧資料

- ①吉野川水系河川整備計画 平成21年8月
- ②吉野川水系河川整備計画 要旨 平成21年8月

3. 資料の閲覧場所

平成21年 8月31日(月)より、以下の関係機関において、開庁時間内に閲覧できます。

◆閲覧場所

	機 関 名	住 所
国土交通省	四国地方整備局	香川県高松市サンポート3番33号
	徳島河川国道事務所	徳島県徳島市上吉野町3丁目35
	吉野川鴨島出張所	徳島県吉野川市鴨島町喜来字乗島529-5
	吉野川上板出張所	徳島県板野郡上板町瀬部字鳥屋267-2
	吉野川貞光出張所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出91-1
	吉野川美馬出張所	徳島県美馬市美馬町字喜来市65-3
	旧吉野川出張所	徳島県板野郡藍住町奥野字乾126-32
	四国山地砂防事務所	徳島県三好市井川町西井川68-1
	吉野川砂防出張所	高知県長岡郡本山町本山字地主脇 465-6
	吉野川ダム統合管理事務所	徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1
	柳瀬ダム管理支所	愛媛県四国中央市金砂町小川山乙1623-1
	(独)水資源機構	吉野川局
旧吉野川河口堰管理所		徳島県徳島市川内町榎瀬841
池田総合管理所		徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1
早明浦ダム・高知分水管理所		高知県土佐郡土佐町田井6591-5
新宮ダム管理所		愛媛県四国中央市新宮町大字馬立1144
富郷ダム管理所		愛媛県四国中央市富郷町津根山353-6

※なお、上記以外で土・日・祝日のみ石井河川防災ステーション(名西郡石井町藍畑西覚円)にて閲覧可能です。

吉野川水系河川整備計画－吉野川の河川整備(国管理区間)－の策定について

1. 経緯

■ 四国地方整備局では、吉野川水系河川整備計画【案】を平成21年6月1日に公表し、河川法(第16条の2第4項)に基づき関係県知事の意見をお聴きしました。

■ この結果、以下のとおり、関係県知事から四国地方整備局長に対し、意見が提出されました。

- ◆平成21年 7月16日 愛媛県知事
- ◆平成21年 7月27日 香川県知事
- ◆平成21年 8月 7日 徳島県知事
- ◆平成21年 8月24日 高知県知事

■ 四国地方整備局では、関係県知事から提出された意見及び関係機関との協議結果を踏まえ、精査を行った上で、平成21年8月28日、吉野川水系河川整備計画－吉野川の河川整備(国管理区間)－を策定しました。

2. 関係県知事からの意見

■ 関係県知事から提出された意見及び意見に対する四国地方整備局の考え方は、別紙－3の通りです。

3. 関係県知事からの意見の対応

■ 関係県知事の意見のうち、その主旨が河川整備計画【案】に記述されていなかったものは、本文の修正を行いました。

■ 修正箇所の対比については、別紙－4の通りです。

関係県知事からの意見聴取結果

県名	回答日	知事からの意見	四国地方整備局の考え方
徳島県	平成21年8月7日	<p>このことについて、意見はありません。</p> <p>今後の事業の実施にあたっては、下記について御配慮頂きますようお願いいたします。 なお、河川法施行令第10条の4第2項に基づく関係市町長の意見は別添のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当計画に基づく具体の河川整備の実施については、コスト縮減や効率化に取り組み、計画的かつ着実に実施すること。 2 個々の事業の実施にあたっては、地方の意見が十分反映されるよう配慮すること。 3 これまでに聴取された多様な意見については、今後の取り組みにおいて参考とすること。 	付帯する要望等については、今後、河川整備計画に基づく具体の事業実施段階において、十分に検討・配慮しながら対応していきます。
香川県	平成21年7月27日	<p>本計画に関する意見は特にありません。なお、下記のとおり付記いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>本計画に基づき、本県の利水に関わる具体的な事業を計画される場合は、担当部局へ事前協議を行い、双方了解の上実施されたい。</p>	付帯する要望等については、今後具体的な事業を行う際に配慮し対応していきます。
愛媛県	平成21年7月16日	平成21年6月1日付け国四整河計第9号にて意見聴取のあったこのことについては、支障ありません。	—
高知県	平成21年8月24日	<p>平成21年6月1日付け国四整河計第9号で意見聴取のあった、このことについて別紙のとおり回答いたします。</p> <p>【別紙 回答意見】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 早明浦ダム下流の浸水が発生している区間について、ダムによる洪水調節を的確に実施するため、国としても河川整備計画に位置づけたうえで、必要な対策を実施してください。 2 早明浦ダムにおける洪水調節を増大させるためのダムの改築、濁水の長期化及び冷水対策については、早期に事業を実施してください。 	意見に基づき、本文の記述内容を修正させていただきます。 (別紙－4参照)

吉野川水系河川整備計画の変更箇所対比表

吉野川水系河川整備計画【案】	吉野川水系河川整備計画	
<p>P 9 6 4. 河川整備の実施に関する事項</p> <p>4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>6) 上流ダム群の改良等 上流ダム群の洪水調節機能の向上に向け、関係機関と調整・連携しつつ、早明浦ダム、柳瀬ダムでは、低い貯水位でも放流できるよう施設を改築するとともに、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させる。なお、早明浦ダムの施設の改築により、放流に伴う濁水の長期化を抑制する副次的効果も期待される。 また、上流ダム群のさらなる洪水調節機能向上について引き続き検討を行う。 池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量12,500m³/sの安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において、堤防の新設もしくは宅地嵩上げ等の対策を行う。</p>	<p>P 9 6 4. 河川整備の実施に関する事項</p> <p>4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>6) 上流ダム群の改良等 上流ダム群の洪水調節機能の向上に向け、関係機関と調整・連携しつつ、早明浦ダム、柳瀬ダムでは、低い貯水位でも放流できるよう施設を改築するとともに、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させる。なお、早明浦ダムの施設の改築により、放流に伴う濁水の長期化を抑制する副次的効果も期待される。 また、上流ダム群のさらなる洪水調節機能向上について引き続き検討を行う。 池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量12,500m³/sの安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において、堤防の新設もしくは宅地嵩上げ等の対策を行う。<u>また、早明浦ダム下流において浸水が発生している区間について、関係機関と連携し、必要な対策を実施する。</u></p>	<p>知事意見を踏まえ修正</p>